

# 自作映像に関するご案内

～ご自身で作成した映像演出の上映をお考えの際は、下記内容をご参照ください～

## ！！重要！！ ★必ずお読みください★

著作権法上、自作映像のDVD-Rに“楽曲をコピー”することについて、“私的利用の範囲を超えてはならない”と定められております。**楽曲をコピーする許可を得ていないDVD-R**を披露宴会場等で上映することは、著作権法違反となりますのでご注意ください。（許可を得るのに別途費用がかかります）

但し、**映像に入っている楽曲は流さずに、市販CDと映像を一緒に再生して上映することは可能です。**その場合、映像と音楽のタイミングを完全に合わせることは出来かねますのでご了承ください。弊社にてご用意のない楽曲につきましては、お手数ですが市販CDを購入してお持ち込みください。

また、映像素材につきましても著作権上「**TV番組のワンシーンやその音声(セリフ)を使用している**」「**ディズニー等企業や個人に権利があるロゴやマスコットキャラクターを使用している**」ものはお預かりいたしかねます。

◎詳しくは、3ページの“音楽の著作権についてのご説明”をご参照ください。

## 【パソコンを使用して映像DVDを作成する一般的な手順】

### ① 動画編集ソフトを使用して動画ファイルを作成する

#### [注意点]

※NTSCまたはPALのビデオ形式が選択できる場合には、必ず**NTSC**を選択してください。

※アスペクト比（横縦比率）は、**16：9**がおすすめです。

※動画の**最初と最後に5秒程度の黒画面**をいれてください。

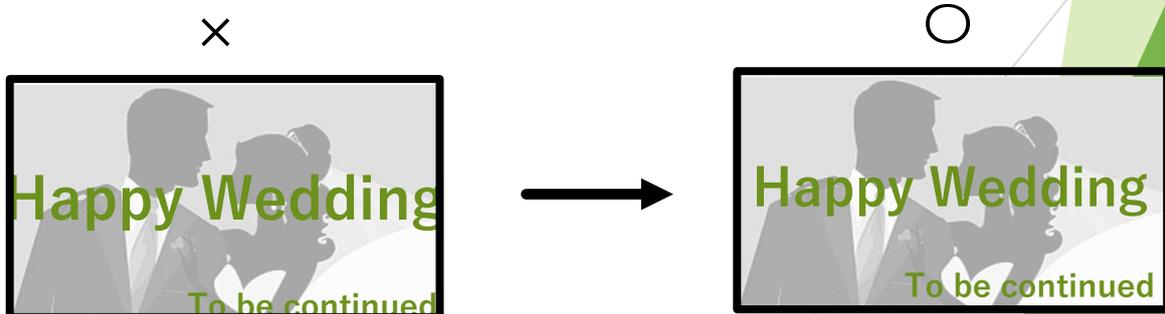
※複数の映像素材をお作りになる場合、**1枚のDVDに1タイトルずつ**ご用意ください。

※文字を入力する際の注意点

完成したDVDディスクをプレイヤーで再生しプロジェクターに投影すると、稀に、編集の時点では見えていたはずの画面端に配置していた文字が切れてしまうことがあります。これはオーバースキャンという映像処理技術によるものです。

**文字を入力する際は、画面端を避けて少し内側に収めること**をおすすめします。

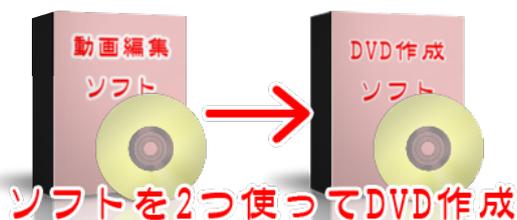
< 文字入力イメージ図 >



## ② 作成した動画ファイルをDVDに書き込む

[注意点]

- ※ DVD作成ソフトの順に従い、**DVD-Videoフォーマット**でDVDに書き込んでください。  
→「動画編集ソフト」とは別に「DVD作成ソフト」が必要になりますが、ソフトによっては「動画編集～DVD化」まで一括で出来るものもございます。お手持ちのソフトの仕様をご確認ください。



または



- ※使用するディスクは**DVD-R**（片面一層4.7GB）を使用してください。（DVD-RAM・DVD-RWは不可）  
→「CPRM対応」「for VIDEO」「for DATA」の表示の有無によるライティング作業への影響はありません。

## ③ DVD作成後、家庭用DVDプレイヤーを使用して再生確認をする

※DVDプレイヤーをお持ちでない場合、次の方法で書き込みができていないかご確認ください



※AUDIO\_TSフォルダがなくても再生できる場合もございます

※この画面表示が出ても書き込み時の設定次第で再生できない場合がございます。  
**事前にホテルへお持ち込みください。再生確認をいたします。**



※動画ファイルを単純に書き込むだけではDVDプレイヤーでは再生できません

**自作の映像につきましては、2週間前までにお持ち込み頂きますようお願いいたします。再生確認をさせていただきます。**

## ～音楽の著作権についてのご説明～

### 【音楽業界における著作権について】

音楽業界における著作権については“著作権”“著作権隣接権”の2種類があります。

#### 著作権

・・・楽曲（著作物）を、作詞/作曲した人（著作者）が持っている様々な権利

#### 著作権隣接権

・・・楽曲（著作物）を世間一般に広めるために、歌ったり演奏するアーティストやCDに録音して販売するレコード会社が持っている様々な権利

それぞれの項目には“複製権”“演奏権”“貸与権”等々、様々な権利があります。  
著作者やアーティスト、及びレコード会社に許可を得ずに「楽曲の演奏（CD再生を含む）」  
「楽曲のコピー（複製）」「CDの貸出し」などで利益を得ることはできません。

### 【複製権について】

市販CD、レンタルCD、またはダウンロード購入した楽曲をCD-R等にコピー（複製）することは、私的使用の範囲内に限られております。“特定多数の第三者”の方々にお集まりいただく披露宴会場等で再生することを目的としたこれらのコピーは、私的使用の範囲を超えていると判断されるため、認められておりません。iPodなどの携帯音楽プレーヤーへのコピーにつきましても同様です。

また、プロフィール映像等の音源としてDVD-Rへ楽曲をコピーすることにつきましても、私的使用の範囲内と定められております。

### 【演奏権について】

当ホテルはもちろん、ウェディング会場となる施設のほとんどでは、一般社団法人日本音楽著作権協会(略称：JASRAC)と「包括的利用許諾契約」を締結しており、“楽曲を演奏すること（CDの再生を含む）”についての許可は得ております。但しこの場合のCDとは、“購入したCD”のみを指します。“コピーしたCD-R”“レンタルCD”“iPodなどの携帯音楽プレーヤー”などの再生は、私的使用の範囲外と解釈されますので、披露宴会場等で再生することはできません。

同様に、サプライズ映像やプロフィール映像等に私的使用の範囲内で固定（コピー）した楽曲部分（音声のみが対象）につきましても、披露宴会場等ではお流しすることができません。

### 【著作権法違反について】

著作権法における“私的使用”“私的複製”が認められる範囲について解釈しますと、“ご家族または同様の親密な間柄”の内ということになります。この限定を超えるウェディングシーンでのこれらの行為は、当然ながら著作権者の経済的利益を害する行為となり、著作権法を侵害したものとみなされます。万一、著作権法違反として訴えられた場合、民事上の責任（損害賠償の支払）とともに、刑事上の責任（10年以下の懲役、または1000万円以下の罰金（法人の場合3億円以下の罰金）、もしくはその両方）を負うことになりかねません。

楽曲をコピーした者(お客様)、コピーされたものを再生及び上映した者(事業者)、場所を提供した者(ホテル等施設)、その他関係する方々全員に責任が及びますのでご注意ください。

では「実際のウェディングシーンで音楽を使用するにはどうしたらよいのか？」  
につきまして、次のページをご覧ください

# ～ウェディングシーンでの著作権について～

## ○ 披露宴会場でできる事

### 音楽について



- ・市販CDのお持込み及び再生
- ・**楽曲をコピーする許可を得た** CD-R等の再生

### 映像について



- ・**楽曲をコピーする許可を得た** プロフィール映像等のDVD-Rの再生
- ・DVD-Rと市販CDの同時再生  
※完全にタイミングを合わせることはできかねますのでご了承ください。

## × 披露宴会場でできない事

- ・**楽曲をコピーする許可を得ていない** CD-R等のお持込み及び再生
- ・レンタルCDのお持込み及び再生
- ・ダウンロード音源のお持込み及び再生
- ・iPod等の携帯音楽プレーヤーを拡声しての再生

- ・**楽曲をコピーする許可を得ていない** プロフィール映像等のDVD-Rの再生  
※楽曲部分を除けば再生可能です
- ・**映画やドラマ、ニュース番組のワンシーン**を使用しているDVD-Rのお持込み及び再生
- ・**ディズニー等 企業や個人が権利を持っているキャラクター**を使用しているDVD-Rのお持込み及び再生
- ・**ニュース番組や著名人の映像の音声(セリフ)を変えている**DVD-Rのお持込み及び再生

## 【楽曲をコピーする許可を得る方法(楽曲の複製権のクリアランス)について】

前のページに記載の通り、楽曲のコピー(複製)には権利者(アーティスト・作詞者・作曲者やレコード会社)の許可が必要です。従来は各権利者に対して個別にコピーの許可を得る必要があり、楽曲の複製権のクリアランス(権利処理)は非常に困難な作業でした。

この事情を解消するために、一般社団法人音楽特定利用促進機構(略称: ISUM=アイサム)では、ウェディングシーンで市販CDの音源を正当にコピー(複製)できるよう権利処理を一括で行えるシステム(名称: Melete)を提供しております。

コピーが可能な楽曲のリストにつきましては、下記URLをご参照ください。

### 一般社団法人音楽特定利用促進機構

[http://isum.or.jp/?page\\_id=177](http://isum.or.jp/?page_id=177)

※コピー元のCDを購入している必要がありますのでご注意ください。

お持込みのDVD-Rに収録されている音楽について  
弊社にて権利処理のお手続きを代行する際の利用料金

- ◆ISUM利用申請料(静止画)・・・¥5,500-/1曲(税込み)
- ◆ISUM利用申請料(動画)・・・¥7,700-/1曲(税込み)

※収録されている映像の内容によって料金が異なりますのでご注意ください。



コピーが正当に許可されたDVD-RやCD-R等には、左記のステッカーが付与されます。このステッカーの貼られていないものにつきましては、楽曲をお流しすることができません。

管理事業者	対象コンテンツ		
	①音声楽曲コンテンツ	②映像楽曲コンテンツ	③記録ビデオ
A RIAJ ※1 著作権継続 使用料	1曲 2,000円/1枚	1曲 2,000円/1枚	1曲 2,000円/1枚
	5曲 5,000円/3枚まで	5曲 5,000円/3枚まで	5曲 5,000円/3枚まで
B JASRAC ※1 著作権継続 使用料	1曲 380円/3枚まで	1曲 1,900円/3枚まで または 5曲 4,750円/3枚まで	1曲 1,900円/3枚まで または 5曲 4,750円/3枚まで
	1曲あたり 4,750円/3枚まで		1曲あたり 9,500円/3枚まで
	1曲 400円/3枚まで ※3 ※5		1曲 1分 250円/3枚まで ※4 ※6
C Meleteシステム ※1 利用料	ISUM	(A+B)×8%	
合計金額		A+B+C	

※一般社団法人音楽特定利用促進機構 ホームページより転記

※楽曲の著作権に関する詳細、及び問い合わせにつきましては、各団体のホームページをご参照ください。

一般社団法人日本音楽著作権協会(略称: JASRAC) <http://www.jasrac.or.jp/>  
一般社団法人日本レコード協会(略称: RIAJ) <http://www.riaj.or.jp/>

## 要点

- ・音楽をお持込みいただく場合は、“購入された市販CD”のみお預かり可能です。
- ・映像をお持込みいただく場合は、上記ステッカーの有無を確認させていただきます。ステッカーのないものにつきましては、映像の中に収録されている楽曲部分はお流しできませんので(著作権フリーの楽曲は除く)、その楽曲のCD(購入されたもの)と一緒に持込みください。映像とほぼ同時に再生することは可能です。  
※但し、完全にタイミングを合わせることはできかねますのでご了承ください。